議　事　日　程　第　６　号

令和６年３月２２日（金）午前１０時開議

（総務文教常任委員長報告）

日程第　１　議第７０号　米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正について
（令和５年１２月定例会からの継続審査）

日程第　２　議第　５号　市有財産の譲渡について

日程第　３　議第　６号　米沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第　４　議第　７号　米沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第　５　議第　８号　米沢市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

日程第　６　議第　９号　米沢市市民バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第　７　議第４４号　特定事業（米沢市学校給食共同調理場整備運営事業）に係る契約の締結について

日程第　８　議第４５号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第　９　議第４６号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第１０　議第４７号　負担金の支出及び戻入につき追認を求める件について

日程第１１　議第４８号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第１２　議第４９号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第１３　議第５０号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第１４　議第５１号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第１５　議第５２号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第１６　議第５３号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第１７　議第５４号　負担金の支出及び戻入につき追認を求める件について

日程第１８　議第５５号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第１９　陳情第１号　政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

（民生常任委員長報告）

日程第２０　議第１０号　米沢市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第２１　議第１１号　米沢市公務員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第２２　議第１２号　米沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部改正について

日程第２３　議第１３号　米沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第２４　議第１４号　米沢市高齢者等生活支援条例の一部改正について

日程第２５　議第１５号　米沢市介護保険条例の一部改正について

日程第２６　議第１６号　米沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

日程第２７　議第１７号　米沢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

日程第２８　議第１８号　米沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

日程第２９　議第１９号　米沢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

日程第３０　議第５６号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第３１　議第５７号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第３２　議第５８号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第３３　議第５９号　扶助費の支出及び戻入につき追認を求める件について

日程第３４　議第６０号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第３５　議第６１号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第３６　議第６２号　負担金の支出につき追認を求める件について

（産業建設常任委員長報告）

日程第３７　議第２０号　米沢市家屋等の安全管理に関する条例の一部改正について

日程第３８　議第２１号　米沢市水道給水条例の一部改正について

日程第３９　議第２２号　米沢市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について

日程第４０　議第６３号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第４１　議第６４号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第４２　議第６５号　補助金の請求につき追認を求める件について

日程第４３　議第６６号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第４４　議第６７号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第４５　議第６８号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第４６　議第６９号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第４７　議第７０号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第４８　議第７１号　広告料の支出につき追認を求める件について

日程第４９　議第７２号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第５０　議第７３号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第５１　議第７４号　負担金の支出につき追認を求める件について

日程第５２　議第７５号　負担金の支出につき追認を求める件について

（予算特別委員長報告）

日程第５３　議第３１号　令和６年度米沢市一般会計予算

日程第５４　議第３２号　令和６年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第５５　議第３３号　令和６年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算

日程第５６　議第３４号　令和６年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算

日程第５７　議第３５号　令和６年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算

日程第５８　議第３６号　令和６年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計予算

日程第５９　議第３７号　令和６年度米沢市物品調達費特別会計予算

日程第６０　議第３８号　令和６年度米沢市南原財産区費特別会計予算

日程第６１　議第３９号　令和６年度米沢市三沢東部財産区費特別会計予算

日程第６２　議第４０号　令和６年度米沢市山上財産区費特別会計予算

日程第６３　議第４１号　令和６年度米沢市水道事業会計予算

日程第６４　議第４２号　令和６年度米沢市下水道事業会計予算

日程第６５　議第４３号　令和６年度米沢市立病院事業会計予算

日程第６６　議第７６号　令和６年度米沢市一般会計補正予算（第１号）

日程第６７　議員派遣について

日程第６８　議第７７号　米沢市教育委員会教育長の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程第６号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（２４名）

１番	佐	野	洋	平	議員	２番	成	澤	和	音	議員
３番	髙	橋	千	夏	議員	４番	関	谷	幸	子	議員
５番	髙	橋	英	夫	議員	６番	高	橋		壽	議員
７番	小	久 保	広	信	議員	８番	影	澤	政	夫	議員
９番	山	村		明	議員	１０番	堤		郁	雄	議員
１１番	植	松	美	穂	議員	１２番	古	山	悠	生	議員
１３番	島	貫	宏	幸	議員	１４番	木	村	芳	浩	議員
１５番	相	田	克	平	議員	１６番	遠	藤	隆	一	議員
１７番	太	田	克	典	議員	１８番	我	妻	徳	雄	議員
１９番	山	田	富 佐 子		議員	２０番	佐	藤	弘	司	議員
２１番	鳥	海	隆	太	議員	２２番	島	軒	純	一	議員
２３番	齋	藤	千 惠 子		議員	２４番	工	藤	正	雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市長	近藤洋介	総務部長	神保朋之
企画調整部長	遠藤直樹	市民環境部長	佐藤明彦
健康福祉部長	山口恵美子	産業部長	安部晃市
建設部長	吉田晋平	会計管理者	本間加代子
上下水道部長	安部道夫	病院事業管理者	渡邊孝男
市立病院事務局長	和田晋	総務課長	髙橋貞義
財政課長	土田淳	政策企画課長	伊藤昌明
教育長職務代理者	神尾正俊	教育管理部長	森谷幸彦

教育指導部長	山口玲子	選挙管理委員会 委員長	玉橋博幸
選挙管理委員会 事務局長	佐藤幸助	代表監査委員	志賀秀樹
監査委員 事務局長	佐藤　徹	農業委員会会長	小関善隆
農業委員会 事務局長	小田浩昭		

出席した事務局職員職氏名

事務局長	栗林美佐子	事務局次長	細谷　晃
議事調査主査	曽根浩司	主任	齋藤舞有
主任	黒金正澄		

午前１０時００分　開　　議

○相田克平議長　おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第６号により進めます。

日程第１　議第７０号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正について（令和５年１２月定例会からの継続審査）外１８件

○相田克平議長　日程第１、議第70号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正について（令和５年12月定例会からの継続審査）から日程第19、陳情第１号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情までの議案18件、陳情１件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長12番古山悠生議員。

〔総務文教常任委員長１２番古山悠生議員登壇〕

○１２番（古山悠生議員）　御報告申し上げます。

去る令和５年11月28日、令和６年２月29日及び３月11日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議案18件、陳情１件であります。

当委員会は、議会日程に従い、令和５年12月６日、令和６年１月22日、３月５日及び３月12日の４日間にわたり、委員会室において、全委員出席の下、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

議第70号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正については、令和５年12月６日に審査を行った結果、閉会中もなお継続して審査を要するものと決定し、12月15日の本会議において閉会中の継続審査とすることに決まったため、令和６年１月22日及び３月５日に継続して審査を行いました。

以下、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

３月12日の委員会では、審査に先立ち、議第49号負担金の支出につき追認を求める件についてに関する市長からの議案の訂正の申出について当局から説明がありました。

訂正の内容は、「支出先及び戻入元」と記載した項目について、本案については負担金の戻入はなく、正しくは「支出先」とすべきであったことから修正しようとするものであります。

本申出については、質疑もなく、全委員異議なく、承認すべきものと決しました。

初めに、令和５年12月定例会からの継続審査となっておりました議第70号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてでありますが、本案は、米沢市立南成中学校、米沢市立北成中学校及び米沢市立東成中学校を設置しようとするものであります。

本案に対し、令和５年12月６日の審査では、委員から、このたび決定した校名の公募への応募者に対する選定結果の連絡やお礼についてどのように考えているかとの質疑があり、当局から、決定した校名については、来年１月広報誌で広く市民の皆様に報告させていただく予定であり、その誌面において応募者へのお礼もさせていただきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、これまで「（仮称）南西中学校」としてきた中学校の校名から「西」の表記がなくなったことについては、西部小学校区や第三中学校区の住民への配慮が必要と考えるが、校名に関する地区説明会などは行ったかとただされ、当局から、このたびの校名の決定に当たっては、あくまでも新たな学校に付す名前としてどのようなものがふさわしいかという視点で校名検討委員会で検討していただいたものと捉えている。地区を表した校名ではないため、地区への説明は行っていないとの答弁がありました。

さらに、委員から、東成中学校に関しては令和11年度開校予定であり、統合準備委員会も設置されていない段階で条例を改正するのは時期尚早に感じるがどうかとただされ、当局から、東成中学校は、第一中学校、第五中学校及び第七中学校の統合中学校であり、第一段階目の統合である第一中学校と第五中学校の統合のプロセスに入っているため、時期尚早とは考えていないと捉えているとの答弁がありました。

また、委員から、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画において、学校規模の適正化を円滑に進めるための取組として、地域説明会の開催や地元代表者協議会、統合準備委員会の設置を行うとしているが、第七中学校区においては、これらの場で、統合や校名に関する説明は行ったのかとただされ、当局から、学校の再編・統合の道筋に関しては、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画やロードマップの説明会を全地区において開催し説明したところであるが、第一中学校と第五中学校の統合後に、第一中学校と第七中学校の統合に向けた地域説明会等を行うこととしているため、第七中学校区において、東成中学校に係る統合に向けた具体的な取組、スケジュール等に関する説明はまだ行っていないところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、一部の統合準備委員会では校名の説明を行ったとのことだが、校名検討委員会での選定の経過や、教育委員会での審議の過程も含んだ説明だったのかとの質疑があり、当局から、校名については、校名検討委員会での選定を受けて教育委員会として決定したものであり、校名検討委員会での委員間のやり取り等や、教育委員会での審議の過程については説明していないとの答弁がありました。

また、委員から、校名は、地域のイメージにつながるものであり、子供たちが卒業後も誇りを持ってその名前をたたえることができるものが理想であると思うが、今後、米沢市が今回決定した校名に込めた思い等をどのように発信し、校名に対する愛着や誇りの醸成を図っていく考えかとただされ、当局から、校名には、「なせば成る」という言葉のイメージとともに、中学校での様々な活動を経て何かを成し遂げてもらいたい、成長してもらいたいという思いが込められており、子供たちが校名の意味を自覚して３年間過ごせるような発信をしていきたいと考えている。また、保護者や地域の方、市外の方にも、保護者会や広報、ホームページ等様々な機会を捉えて発信していきたいとの答弁がありました。

また、令和６年１月22日の審査では、委員から、令和５年12月定例会で、当議案が継続審査となった理由を、どのように捉えているかとの質疑があり、当局から、決定した統合中学校の校名について、市民に広く公表することが必要であり、特に西部地区には丁寧に説明する必要があるという御意見、東成中学校の開校は令和11年度と大分先であり、統合に関する第七中学校区への説明が十分でないという御意見、校名の選考過程について、より丁寧な説明が必要という御意見をいただいたと捉えており、それらを踏まえ、本日、教育委員会のこれまでの取組や今後の予定について説明させていただいたとの答弁がありました。

さらに、委員から、本日説明があったのは、統合準備委員会・開校準備委員会の設置及び開催についてと、適正規模・適正配置事業の進捗に関する情報発信についてであり、議会からの意見に十分に応えているとは言えないと感じるが、これらのこと以外に行った取組はあるかとただされ、当局から、広報誌上に校名に関する詳細な記事を掲載し、広く公表させていただいたところであるが、現時点での取組としては、本日御報告したものが全てであるとの答弁がありました。

また、委員から、南成中学校の開校準備委員会では校名について特段意見がなかったとのことだが、具体的にどのような説明をしたのかとの質疑があり、当局から、校名の一般公募を行い、どの

程度の応募があり、どういった場で候補を絞り込み、最終的に決定したのかという校名決定のプロセスと、その校名に込めた思いを御説明したが、それに対する疑義等はなかったところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、統合中学校の校名について、市民に御理解いただいたことを教育委員会からの報告で確認した上で議決を行うという手順を踏みたいと考えているが、各地区を回って説明会を行う計画はあるかとの質疑があり、当局から、議決前に各地区を回って説明会を開催するのは困難なことから、一斉に周知を図る取組として小中学校を通じて保護者にお知らせを配布する計画としている。また、説明会の開催については、今の時点では明確な時期を示すことはできないが、今後検討したいとの答弁がありました。

また、令和６年３月５日の審査では、委員から、統合中学校の校名の決定の経緯については、市民に丁寧に説明すべきと考えているが、今回提示のあった小中学校保護者宛ての周知文書には、校名の決定に関する説明の中に応募総数等の記載はあるものの、校名検討委員会で出た意見や審査の過程、決定に至る経緯は明記されていないが、この点はどのように説明していく考えかとの質疑があり、当局から、校名決定の方法・手続については、あらかじめ公募の際にお示ししたものを御理解いただいた上で応募いただいたものと考えている。また、校名検討委員会の会議録をホームページにも掲載していることから、情報提供に関しては十分行ったものと考えているとの答弁がありました。

さらに、校名が決定された経緯について、今後、各地区に改めて説明する考えはあるかとただされ、当局から、校名決定の経緯については必要十分な情報提供をさせていただいていると考えており、改めて説明する機会を設ける予定はないとの答弁がありました。

また、委員から、「（仮称）南西中学校」としてきた統合中学校の校名に「西」の表記がないことについては、西部地区の住民に丁寧に説明し、理解を得てほしいと求めてきたところである。校名に関する説明会の予定はないとしているが、決定した「南成中学校」という校名について、一定程度、市民の理解を得て浸透していると捉えているかとの質疑があり、当局から、校名については相当程度市民の理解を得ており、浸透しているものと捉えており、今後も折に触れて説明していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、東成中学校については５年後に開校予定であり、第七中学校区においては説明会もまだ開催されていないところである。説明会を行い、十分に市民の理解を得てから、東成中学校の設置について条例案に盛り込むべきではないのかとの質疑があり、当局から、東成中学校については、第一段階の統合である第一中学校と第五中学校の統合の作業を開始していることから、最終的な統合の形である東成中学校の設置について、条例として設定させていただきたいと考えている。また、令和６年度には説明会を順次開催し、市民に対して丁寧に御説明していく考えであるとの答弁がありました。

また、委員から、保護者に配付したお知らせに掲載したＱＲコードを通じて寄せられた意見の中には、南成中学校の校名に「西」の表記がないことに関するものはなかったように見受けられるが、電話や直接相対してそのような意見をいただいたことはあったのかとの質疑があり、当局から、電話や来庁された方から、南成中学校という校名について御意見、御質問をいただいたことはなく、また直接市民の方とお会いする様々な場面においてもそのような御意見はなかったところであるとの答弁がありました。

採決に当たっては、学校の統廃合は住民に対して十分に説明し理解を得た上で進めるべきだが、東成中学校への統合に関して、現時点では第七中学校区において説明はなされていない。第七中学校区における説明が行われ、住民の理解が得られ

た後に議決するべきであると考えることから、継続審査とすべきとの意見。

校名決定の経緯が市民に説明されていないことが12月定例会において継続審査とされた理由の一つであると捉えているが、現時点においても、このことに関する情報提供は、校名検討委員会の会議録をホームページに掲載するのみである。各地域で説明会を行い、より丁寧に説明した上でどのような意見が地区住民からあったかについて報告がなければ、審査ができないと考えることから、継続審査とすべきとの意見。

５年後に開校を予定する東成中学校の設置を条例で定めることに対して、議員として、可否の判断に迷う要素があるのであれば、東成中学校の設置について条例案から削除し、取り急ぎ進めるべき部分のみを改めて議案として上程することを当局に求めることが、教育行政をより早く前進させるための対応であると考えることから、本案に反対するとの意見。

校名を決定する権利は教育委員会にあると考えられること。学校名は市民から一般公募しており、その審議は、教育委員会から付託を受けた校名検討委員会で十分に行われたこと。校名決定の手続には一定の合理性があり、著しい瑕疵が認められない限りは、教育委員会の独立性を尊重すべきであることなどから、本案に賛成するとの意見に分かれました。

まず初めに、継続審査について起立採決を行った結果、賛成少数で継続審査は否決されました。

次に、改めて本案の可否について起立採決を行った結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、議第５号市有財産の譲渡についてでありますが、本案は、ＰＰＰＰ合同会社に対し、土地2,312平方メートル余り、及び延床面積689平方メートル余りである建物を減額して譲渡しようとするものであります。

本案に対し、1,700円という譲渡価格は妥当と捉えているかとの質疑があり、当局から、譲渡先の公募型プロポーザルにおいて事業者から提案された価格であり、建物の改築等の初期費用がかかることから、購入価格をなるべく低く抑えたいという事業者の考えで設定されたものである。プロポーザルの審査においては、提案価格のほか、地域貢献や法人への信頼性、施設経営の継続性を総合的に勘案し、最優秀の提案者として決定したところであるとの答弁がありました。

また、委員から、譲渡を受ける事業者は、施設改修費を含む初年度事業費の資金調達を完了しているのか。また、２年以内に事業を開始することを確認できているのかとの質疑があり、当局から、事業者からは、初年度事業費の資金は自己資金と融資により確保しており、今年の秋ごろに事業を開始したいとの意向を確認しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、基本協定に定める事業の継続年数が事業開始から４年間とのことだが、４年経過後に事業が継続されない場合はどのような取扱いになるのかとただされ、当局から、建物を別の事業者に引き継ぐか、解体するとプロポーザルの実施要項に定めているところである。また、円滑な事業推進が図られるよう、事業者から事業経過について逐次、市や地元へ情報提供いただくこととしているとの答弁がありました。

また、委員から、事業が継続できず、建物を解体するとなった場合、その費用は事業者と市、どちらが負担するのかとの質疑があり、当局から、事業者が費用を負担して解体していただくことになるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第６号米沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでありますが、本案は、国家公務員に準じ、現行の夏季休暇の使用可能期間に休暇を使用することが業務の都合により困難な職員に対して、夏季休暇の使用可能期

間を拡大しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第７号米沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでありますが、本案は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給をしようとするものであります。

本案に対し、委員から、地方自治法の一部改正に当たり、総務省から発出された通知では、会計年度任用職員について、常勤職員と同程度の期末・勤勉手当を支給することが望ましいとされているが、本市がこの通知に従った対応を取らなかった理由は何かとただされ、当局から、会計年度任用職員の制度を開始した時点では、事務補助という会計年度任用職員の職務内容を考慮し、期末手当の支給月数は、再任用職員と合わせたところである。このたび、勤勉手当の支給を開始するに当たり、総務省通知を確認し、支給月数を常勤職員と合わせる必要性は認識しているところだが、勤勉手当を支給するに当たっての人事評価等の課題があり、対応までに時間を要することから、今後、期末・勤勉手当両方について常勤職員の支給月数まで引き上げていくことについては検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第８号米沢市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてでありますが、本案は、市庁舎整備基金を廃止しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第９号米沢市市民バスの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでありますが、本案は、市民バスの普通定期乗車券に、使用者を特定しない持参人式普通定期乗車券を新たに追加することで、市民バスの利用者の利便性を高めようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号特定事業（米沢市学校給食共同調理場整備運営事業）に係る契約の締結についてでありますが、本案は、中学校並びに広幡、六郷及び塩井小学校を統合し、開校を予定している（仮称）統合小学校の給食を調理する共同調理場の施設整備、維持管理、運営等をＰＦＩ方式で実施しようとするものであります。

契約の方法については、総合評価一般競争入札によるものとし、入札書及び入札提案書類を期日までに提出した２グループの入札金額及び提案内容の審査を行った結果、38億5,104万3,629円で、メフォスグループを落札者と決定し、当該落札者が特別目的会社として設立した米沢市丸の内二丁目２番27号、株式会社米沢スクールランチ代表取締役　福島弘也と仮契約を締結したので、本契約を締結しようとするものであります。

本案に対し、委員から、仮事業契約書において「配膳補助」という文言が使われているが、「配膳補助」と「配膳」の違いは何かとの質疑があり、当局から、「配膳補助」は配送業者が給食を中学校内の所定の場所まで届けることであり、「配膳」は、生徒や教職員が届けられた給食を教室等へ運び、実際に配膳することであるとの答弁がありました。

また、委員から、米沢市学校給食共同調理場整備運営事業検証委員会が報告した「検証委員会のまとめ」には、「調理、配送、配膳までを一貫して１つの事業者が担うことで、アレルギー対応食に係るチェック体制が一元管理され、子どもに届くまでの安全性が向上する」とあり、「配膳補助」とは書かれていない。検証委員会では配膳までを期待しているのではないかとの質疑があり、当局

から、「検証委員会のまとめ」では「配膳補助」が一般的な文言として「配膳」と言い換えられているものと考えている。検証委員会では、アレルギー対応に関して事業者から、給食を学校の栄養教諭等に確実に届けるところまでが事業者の役割であるとの説明を受けており、配膳について、検証委員会の委員が誤って認識していることはないものと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、アレルギー対応食の取扱いについては、これまでアレルギー対応が必要な生徒の名前が書かれた食器に盛りつけし、それを直接生徒に手渡しするという説明を受けてきたものと捉えているが、仮事業契約書や要求水準書の内容は、これまでの説明に適合するものになっているかとただされ、当局から、アレルギー対応食の受け渡しについては、今後、教職員と詳細な打合せを行うことになるが、問題ないものと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、仮事業契約書の第44条第２項の規定に基づき、事業者が配送業務を第三者に委託した場合、検証委員会のまとめにある「調理、配送、配膳までを一貫して１つの事業者が担う」ということになるとの見解かとの質疑があり、当局から、検証委員会の場で事業者が配送を行うとの説明を受けていることから、一貫して行われるものと認識しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、共同調理方式、自校調理方式及び親子調理方式の財政的な比較検討を行わなかった理由は何かとの質疑があり、当局から、親子調理方式については、調理従事者の労働環境の改善等を図るために解消すべきと判断し、また、自校調理方式については、各中学校に給食調理施設を整備するスペースがなく実現できないことから、各調理方式の金額面の検証は行わなかったところであるとの答弁がありました。

また、委員から、厳しい財政見通しが示されていることもあり、中学校等への給食の提供については各調理方式の財政的な検証をする必要があると考える。自校調理方式は施設を整備するスペースがないとの答弁であったものの、親子調理方式については検証の余地があったと考えるが、財政的な検証は全く行わなかったということかとの質疑があり、当局から、そのような検証は行わなかったところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、本市の学校給食のよいところは、化学調味料を基本的に使わないでだしを取ったり、野菜はスライサーを使わずに手切りしたりしている点であり、共同調理場からも、おいしいと言ってもらえる学校給食を提供していくという視点が重要と考えるが、本市の学校給食のよさは共同調理場に引き継がれるのかとの質疑があり、当局から、事業者には、本市の学校給食のよさを十分理解いただいているところであり、それらを共同調理場に引き継ぐために、今後具体的に相談していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、共同調理場においては、学校給食調理員の定数算定の基準に関する規定は適用されるのかとただされ、当局から共同調理場における調理従事者数は事業者の考えによるものであるため、本市が現在使用している基準が適用されるかどうかは関知していないところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、38億円もの経費をかける学校給食共同調理場について、本市にとってのプラスの要素を明らかにする観点から伺うが、共同調理場ができると雇用が増えるかどうかは把握しているかとの質疑があり、当局から、調理従事者の雇用に関しては本契約後に事業者と相談することとなるが、地元の雇用を拡大してもらいたいとの思いを持って協議していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、仮事業契約書の第44条第１項では、維持管理業務や運営等業務の全部または一部を第三者に実施させることができる場合を、事前に市に承諾を得た場合としているが、どのような場合に承諾するかを定めた基準等はあるのかと

の質疑があり、当局から、基準等はないが、委託する理由等を確認し、承諾するかを判断することとなると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、会計検査院が国のＰＦＩ事業をコスト面で検証した結果、点検した27の事業全てについて、ＰＦＩ方式の方が高額だったと指摘する資料を以前紹介したが、この資料について当局ではどのような見解を持っているかとの質疑があり、当局から、議員お述べのとおりの内容ではあったが、資料には様々な検証が含まれておりＰＦＩ方式の方が高額とならないための方策と読み取れる部分もあったことから、資料中の会計検査院の指摘も念頭に置き、ＰＦＩ方式によるメリットをしっかりと出していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、金額の妥当性を確認するために伺うが、今回の契約金額である38億5,104万3,629円の財源別の内訳はどうなっているかとの質疑があり、当局から、国庫支出金が１億9,697万5,000円、地方債が９億5,140万円、一般財源が27億266万8,629円であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、昨今の物価高騰等の影響で学校給食事業から事業者が撤退するという事案が各地で生じたことを受け、文部科学省から、総合評価落札方式を導入し落札者決定基準を定めるときは、従事者の業務実施体制や人材育成・労務管理等の基準を設定するなどして適切に対処することとした通知が発出されているが、本市ではどのような対処をしているかとの質疑があり、当局から、要求水準書等において、従事者に対する教育等の実施を求めることとしているところであるとの答弁がありました。

また、委員から、文部科学省からの通知に記載のある業務実施体制には調理従事者の雇用形態も含まれると考えるが、このことについてはどう捉えているかとの質疑があり、当局から、共同調理場における調理師の雇用の内容については、事業者がそのノウハウを生かして計画し提案することとしていることから、本市では基準等を設定していないところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、文部科学省の通知は、雇用形態を含む業務実施体制等を業者に一任した場合、様々な問題が生じ、継続的な給食提供が行えなくなるおそれがあることから、行政側で基準を設定することを求める趣旨の通知と捉えるがどうかとただされ、当局から、通知発出の発端となった事案と異なり、本市が進めるＰＦＩ事業はサービス購入型であり、事業者の収入は、サービスの対価としての市からの支払いでしっかり確保されることから、利益の確保が困難となり経営が立ち行かなくなるというような心配はないものと認識しているとの答弁がありました。

採決に当たっては、共同調理方式を選択するに当たり、各調理方式での経費を試算した上での十分な財政比較を行っていないこと、共同調理場で従事する調理師が、安い賃金で雇用されることが懸念されることなどから反対するとの意見。

令和５年６月定例会において学校給食共同調理場についての債務負担行為を賛成多数で議決していること、新市長の要請で米沢市学校給食共同調理場整備運営事業検証委員会が設置され、その検証の結果、当該委員会からの報告では、事業を計画どおりに進めるように求められていることから賛成するとの意見。

厳しい財政状況が見込まれる中、財政的な検討が全くなされていないこと、だしを取ったり冷凍食品をできるだけ使わないようにしたりするなど、子供たちから愛される本市の学校給食のよいところが、共同調理場で引き継がれる確約がないことから反対するとの意見。

検証委員会のまとめには配膳まで一貫して事業者が行うと受け取れる記載があるが、事業者が行うのは配膳補助にとどまり、アレルギー対応食の取扱いに不安を覚えること、当局が事業推進の根拠としているＶＦＭという値が、単なる見込みの数字であり、事業終了後にその妥当性を検証する

すべもないことから反対するとの意見に分かれましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第45号負担金の支出につき追認を求める件についてから議第55号負担金の支出につき追認を求める件についてまでの11案件は、関連がありますので一括して審査を行いました。これらの案件は、米沢市長中川勝を代表者とする団体に対して、米沢市長中川勝が負担金の支出等をしたことについて、民法第116条の規定により追認を求めようとするものであります。

これらの議案に対し、委員から、提案理由については、「民法第116条の類推適用により」と記載するのが正しいと考えるが、「民法第116条の規定により」としている理由は何かとただされ、当局から、本市においては、根拠とする条文を簡潔に記載するのが通例であり、これに倣ったものであるとの答弁がありました。

これらの議案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第１号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情についてでありますが、本陳情は、市職員が、庁舎内で政党機関紙の購読を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態がないか調査・確認するよう市当局に求め、また仮に心理的圧力を受けた職員がいた場合には、以後ハラスメントが起こらないように適切に対応していただきたいとするものであります。

本陳情について、委員から、当局に対し、本市において本陳情に記載されたような事案や類するような事案があると認識しているかとの質疑があり、当局から、そのような事案はないと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、当局に対し、本陳情で求められているような実態調査やアンケートは、当局としては実施可能かとの質疑があり、当局から、勧誘の有無や勧誘があった場合にどのように感じたかといった所感についてアンケートを取ることは可能であり、また、本陳情が採択された場合には、その議決を重く受け止め、アンケート調査を実施する必要があるものと考えているとの答弁がありました。

採決に当たっては、参考人が不在であることから、陳情内容についての質疑が行えず、審査できる条件が整っていないと考えることから、不採択とすべきとの意見。

実態把握を求める本陳情の趣旨に賛成することから、採択すべきとの意見。

当局からは、本市において本陳情にあるような事案はないとの答弁があったこと。陳情の内容や根拠がはっきりせず、賛否を判断できないことから、今回は不採択とすべきとの意見。

憲法上の諸権利に配慮しつつ、アンケート調査を適正に行うことは可能であると考えることから、採択すべきとの意見。

ハラスメントに関する実態把握は重要であり、今後必要であると考えるが、説明を受けることもできない陳情を審査するのは困難なことから、不採択とすべきとの意見に分かれましたので、起立による採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長　ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長　質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議第70号に対し、16番遠藤隆一議員、22番島軒純一議員から、議第44号に対し、８番影澤政夫議員から討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、16番遠藤隆一議員。

〔１６番遠藤隆一議員登壇〕

○１６番（遠藤隆一議員）　議第70号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正について、反対

の立場から討論いたします。

この議案は、令和５年12月定例会に上程されて総務文教常任委員会で審査されましたが、審査不十分ということで継続審査となったものです。

先ほど委員長報告にもありましたが、閉会中審査においても、教育委員会、当局に対して、各委員から質疑や意見が出されました。学校名検討委員会の会議録を読んでも不明な部分が多く、まずなぜ学校名から西の方角が消えたのでしょうか。西の地区に学校がないから外したというならば、そして、東、南、北の方角は残すのであれば、西の地域住民には十分な説明をするべきとの意見があったにもかかわらず、この間何らの対応もされませんでした。

また、住民感情に配慮するならば、あえて校名から西だけを外すようなことをせず、学校名検討委員会においては、検討委員に対し、あらかじめ方向、方角を校名につけないよう申し入れるなどの配慮をすべきだったのではないでしょうか。

そして、東地区の第七中学校区については、統合まで時間もあり、またこの間地区住民と何ら話合いも行われておらず、令和６年度から話合いを行っていくという、まるで住民の意見を聞くという態度ではなく、決まったことに従えという非常に上から目線で、よらしむべし知らしむべからずという非民主的な進め方に見えるのであります。

総務文教常任委員会から言われた３項目はやっていますと、委員会の中で出された懸念と意見には一顧だにせず、手続はルールどおりにやっていますというだけで、学校がなくなる地域の方に寄り添ったような進め方とは言えません。特に東地区の学校統合まではまだ時間もあり、その間、急速な少子化等によって、大きく計画を見直さざるを得ない状況になることも想定に加えた上で、さらに思慮深く進めなければなりません。

よって、現時点において、全中学校の名前及び設置等を一度に決める必要はないと考え、議第70号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正に反対いたします。

○相田克平議長　次に、22番島軒純一議員。

〔２２番島軒純一議員登壇〕

○２２番（島軒純一議員）　議第70号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

今般上程された議案は、本市の中学校を３校にするというものであります。あわせて、校名を南成中学校、北成中学校、東成中学校にするとしています。この校名についてや、市民への説明等について議会での指摘があり、当初、昨年12月定例会での上程で議決の予定が、継続審査となり、今定例会で議決される案件であります。

なれ親しんできた校名を変更するだけでも違和感を覚えるのは当然のことと考えます。ましてや、方角を入れた校名において西が抜けている。今般の議第70号の議決の判断の要素になりかねない状況であるとも感じていました。

しかし、ここで考慮すべきは、教育行政の独立性が担保されているかと、校名の決定において、市民の思いを受け止めた手順を踏んでいるかであります。教育委員会は、市民の方の思いを受け止めながらも、外部の政治的な介入や圧力から自立し、独自の専門性を発揮し、判断を行うことができると解するべきです。

また、今般の校名決定までの経緯では、校名案を公募し、市民の方を含む米沢市立中学校校名検討委員会での検討、選考を経て、教育委員会で議決された案件であることを踏まえると、決定に至るまでの手順は踏んでいると考えられます。

さらに、小中学校の保護者向けに新校名の選定経緯などについて、意見、感想、質問を受け付ける形で文書にてお知らせをしています。

市民の方の合意を得るまで説明と検討をせよというのはあまりにも酷な要求であり、公募の結果を見ても分かるように、100人いれば100通りの校名が出てくると考えるべきです。

この議案の論点は、中学校を３校にすることと

その場所であって、議決に当たって校名や説明の仕方が論点ではないということを認識して、議決すべきです。

議決を盾に、手順を踏んで教育委員会で決定された校名の変更を、議会から迫ることがあってはならないし、議決を遅らせ、新しい中学校の体制整備のための議論と準備期間を十分に取れない状況をつくり出すことのほうが、生徒、それを支える父兄や地域に多大なる不利益となる可能性があることを認識すべきです。

議員の皆さんの賢明なる判断を御期待申し上げ、賛成討論といたします。

○相田克平議長　次に、８番影澤政夫議員。

〔８番影澤政夫議員登壇〕

○８番（影澤政夫議員）　議第44号特定事業（米沢市学校給食共同調理場整備運営事業）に係る契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

私たちは、今まさに、米沢市の子供たちの未来そして、私たちの地域社会の未来について、深く関わる決定をしようとしております。その一丁目一番地が学校給食の無償化なら、学校給食のセンター化は全くの無番地であります。

皆さんも十分御承知のとおり、学校給食は、ただ子供たちに食事を提供するだけではありません。それは本来、食材の選び方や調理方法、作り手の思いなども含め、健康的な食生活の基盤を築く重要な教育の場でもあるはずです。その教育の場から、大規模な学校給食共同調理場を建設し、その後の運営についてまで民間事業者に丸投げするようなやり方は、これまでの教育的な機会を失わせるばかりではなく、本市職員が今日まで培ってきた伝統ある学校給食のノウハウも奪うものと考えるものであります。

同様にそのことは、学校給食をお支えいただいている学区内の多くの農業生産者の皆さんからの地元の農作物の使用を制限し、地産地消の推進を阻害する可能性が大きいと同時に、学区内における地元商店街とのつながりまでも奪ってしまうことは明白であります。

さらに言えば、建設予定地は浸水想定区域に位置し、建設立地としては決して適切ではないと申し上げてきました。そのたびに市教委は、一般的な共同調理場における構造上の特性をもって、水害のリスクはないと一貫して主張されています。しかし、新設する公共施設として期待すべき災害発生時、地域にいかに貢献できる施設になり得るか否か、この計画と判断については全く考察されていません。

昨年６月、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から出された、避難所における適切な食事の確保のための学校給食施設の活用についても無視しており、極めて無責任な対応と言わざるを得ません。

新市長は、事業者との仮契約を中断し、本案に関する検証委員会の設置を市教委に求め実施しました。その会議は、たった３時間程度で採決に至ります。しかも、要求水準書や様々膨大な資料についても、当日その場で委員に提示し、熟読の機会すら与えていませんでした。このような手法による会議運営では、果たして十分な理解や検証が可能だったのかも含めて、私としては甚だ疑問が残ります。

市長は、検証委員会の答申を尊重するとして、本契約の締結について、本定例会にお諮りですが、その判断に資する一番のアレルギー対策について、答申書においては、調理、配送、配膳を１つの事業所が担うことでアレルギー対応食に係るチェック体制の一元化ができると明記されています。しかし、実際はＳＰＣ傘下、何社かが存在しているものであり、１つの事業所の表記は、事業体なら百歩譲って理解できるにしても、その事業体においても再委託、下請を認めている事実に照らし、配膳との表記は全くの過大表記で不適切だと私は考えています。なぜなら、本契約の基となる要求水準書には、配膳補助業務として、その任務まで

明確に記されている。すなわち、事業体からさらに業務委託された配送業者が、各学校の所定の位置に運び込むことです。このことをもってして、配膳と言い切れる市教委を、私は到底理解できません。皆さん、十分にお考えください。この体制運営を容認することが、なぜに少なくとも山形県一としたアレルギー対応食のチェック体制の一元化と言えるのでありましょうか。

最後に、市教委は、ＰＦＩ事業者に15年間の運営と、伴う経費について任せると従来から説明してまいりましたが、事業者公募の直前になって、光熱水費は市側で負担するとしました。また、従来の自校調理方式、親子方式に比して、センター方式のほうがコスト高になるとの認識がありながら、その点でのコスト比較を当初から行うことをせず、運営費用は圧縮できると答弁しています。圧縮要素は何かと問えば、人件費についての対応も希望的に持っておられるように感じますが、その発想はいささか古いのではないでしょうか。

現状、事業者は処遇を引き上げないと、人が確保できない時代で、したがって委託しても経費削減につながらない時代であることを御認識いただきたいものです。まして、事業者側のそのような要因による起債の可能性と金額についても、市教委は答える立場にはないと申されていますが、結果として民間の高い利息を支払うことになるのは、市教委でもなければ事業者でもありません。米沢市民であることを十分にお考えいただきたいものです。

これらの事実を踏まえ、子供たちの健康と教育を最優先に考え、本市の今後の財政見通しと公共施設の適正な配置など十分にバランスを取りながら、最善の選択をすることが最も重要だと考えます。本案のように、必要なコスト比較は棚上げ、事後のモニタリング業務も含め、民間丸投げ型の整備計画は、子供たちはもとより、市民の利益に決してかなうものではなく、市民感覚からしても認められるものではないと私は判断いたしました。

よって、本案に反対いたします。

○相田克平議長　以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長報告中、異議のありました議第70号、議第44号及び陳情第１号の議案２件、陳情１件を除く、議第５号から議第９号まで及び議第45号から議第55号までの議案16件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長　御異議なしと認めます。よって、議第５号から議第９号まで及び議第45号から議第55号までの議案16件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第70号、議第44号及び陳情第１号について、順次起立により採決いたします。

初めに、議第70号について採決いたします。

議第70号に対する委員長報告は、賛成少数で否決であります。したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

議第70号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長　起立多数であります。よって、議第70号は原案のとおり決まりました。

次に、議第44号について採決いたします。

議第44号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第44号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長　起立多数であります。よって、議第44号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、陳情第１号について採決いたします。

陳情第１号に対する委員長報告は、賛成少数で

不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第１号を採択するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長　起立少数であります。よって、陳情第１号は不採択と決まりました。

::::::

したいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、その他の消防団活動に対する費用弁償の手続について質疑があり、当局から、その他の消防団活動には地区などで行われる文化祭などを想定しており、その場合、地区から消防団長宛てに要請の文書を提出していただくことで費用弁償の対象となるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号米沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでありますが、本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号米沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでありますが、本案は、放課後児童健全育成事業において、放課後児童支援員の要件を緩和し、放課後児童クラブの運営の安定化を図ろうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号米沢市高齢者等生活支援条例の一部改正についてでありますが、本案は、生活援助員の派遣に係る手数料の額を改定するとともに、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第15号米沢市介護保険条例の一部改正についてでありますが、本案は、第１号被保険者の介護保険の保険料率の改定を行うほか、介護保険法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、このたびの改正では、介護保険準備基金からの１億9,300万円の繰入れにより、基準額の保険料が改定前と同額に抑えられ、さらに低所得者の介護保険の保険料率が引き下げられるが、次の改定で大幅に保険料率が引き上げられるおそれはないのかとの質疑があり、当局から、基金の取崩しは慎重に検討しなければならないと考えている。また、介護保険料については３年ごとの見直しの折に、その時点での社会情勢や介護サービスの見込み、介護報酬の改定等を勘案するとともに、介護保険運営協議会の意見を聴きながら保険料の算定を行ってまいりたいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第16号米沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてでありますが、本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行おうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号米沢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてでありますが、本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うとともに、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号米沢市指定介護予防支援等の事

業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてでありますが、本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うとともに、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号米沢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてでありますが、本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うとともに、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号負担金の支出につき追認を求める件についてから議第62号負担金の支出につき追認を求める件についてまでの７案件は、関連がありますので一括して審査を行いました。これらの案件は、米沢市長中川勝を代表者とする団体に対して、米沢市長中川勝が負担金等の支出等をしたことについて、民法第116条の規定により追認を求めようとするものであります。

これらの議案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案17件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長　ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長　質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第10号から議第19号まで及び議第56号から議第62号までの議案17件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長　御異議なしと認めます。よって、議第10号から議第19号まで及び議第56号から議第62号までの議案17件は、委員長報告のとおり決まりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前１１時１２分　休　　憩

〰〰〰

ります。

当委員会は、議会日程に従い、７日の午前10時から及び14日の予算特別委員会終了後に委員会室において、全委員出席の下、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

初めに、議第20号米沢市家屋等の安全管理に関する条例の一部改正についてでありますが、本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正等に伴い、管理不全空家等の追加及び財産管理制度の創設など所要の改正を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、財産の管理人等については、具体的に誰がどのような方を選任するのかとの質疑があり、当局から、管理人等の選任については実際に被害を受けている方等の利害関係者が裁判所に申立てを行うことができ、今回の空家特措法の改正により市町村もその申立てが可能となったところであり、管理人等として裁判所から選任されるのは弁護士や司法書士となるとの答弁がありました。

また、委員から、今回の条例改正によってどのような効果が見込まれるかとの質疑があり、当局から、このたびの改正により、土地・建物のみに特化した財産管理制度が創設され、近隣に悪影響を発生させている所有者不明の土地・建物のみについて、管理人を申し立て財産を処分することが可能となる。所有者不在で管理されない土地・建物は、市の負担で雪下ろしや応急措置を行う場合があるが、こういった土地・建物を早いうちから市場に流通させることができれば、将来的な市の負担軽減が図れるという効果が見込まれるとの答弁がありました。

さらに、委員から、今回の条例改正によって管理不全空家等に対する指導及び勧告が可能となるが、市民へはどのように周知していく考えかとの質疑があり、当局から、今回の改正は市民への影響も非常に大きいと考えている。広報よねざわ、ＳＮＳ、ホームページ等により、管理不全空家等に指定されると税負担が増加することも含めて周知を図っていきたいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号米沢市水道給水条例の一部改正についてでありますが、本案は、水道法の一部改正に伴い所要の改正を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、水道法の改正により、水道事業の権限が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることでどのような点が変わるかとの質疑があり、当局から、今回の改正は、水道整備・管理行政の機能強化を図るためのものであり、これまで厚生労働省が所管していた水道整備・管理行政については国土交通省へ、水質または衛生に関する水道行政については環境省へそれぞれ移管されることとなるとの答弁がありました。

また、委員から、厚生労働省から国土交通省への移管は、昨今の災害等を踏まえた移管ということかとの質疑があり、当局から、今回の国土交通省への移管に伴い、災害対応の点でも強化が図られると聞いているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号米沢市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正についてでありますが、本案は、水道法及び水道法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行おうとするものであります。

本案については、とりわけ質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号負担金の支出につき追認を求める件についてから議第75号負担金の支出につき追認を求める件についてまでの13案件は、関連がありますので一括して審査を行いました。これらの

案件は、米沢市長中川勝を代表者とする団体に対して、米沢市長中川勝が負担金等の支出をしたこと、及び米沢市長中川勝を代表者とする団体に対して、米沢市長中川勝が補助金を請求したことについて、民法第116条の規定により追認を求めようとするものであります。

これらの議案に対し、委員から、他自治体でも本市と同様に追認を求める事案はあるのかとの質疑があり、当局から、県内の主要都市に確認したところ、このたびの本市の事案を受け、検討しようとする自治体もあるようだとの答弁がありました。

また、委員から、追認の事案について時効はないのかとの質疑があり、当局から、民法上時効の規定はないが、確認できる範囲で対応しなければならないと考えている。一般的な文書等の保存期間が５年とされていることから、ある程度期間の線引きは可能と思われるが、それ以前についても同様の事案がある場合は、追認を求めることになると考えているとの答弁がありました。

これらの議案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案16件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長　ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長　質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第20号から議第22号まで及び議第63号から議第75号までの議案16件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長　御異議なしと認めます。よって、議第20号から議第22号まで及び議第63号から議第75号までの議案16件は、委員長報告のとおり決まりました。

::::::

を一括議題とし、初めに総務部長から予算の概要及び人件費について、企画調整部長から置賜広域行政事務組合電算処理分担金について、それぞれ説明を受け、審査を行いました。

これに対する総括質疑では、学校給食費無償化に伴う財源について、市長の公約であり、該当する児童生徒の保護者にとってはありがたく歓迎すべき事業と考えるが、主な財源は財政調整基金の取崩しと、ふるさと応援寄附金の増額と考えてよいかとして質疑がありました。

また、中長期的な健全財政の維持に向けた取組の検討については、予算編成時に行われているとのことだが、検討する場を新たに設ける必要があるのではないかとして質疑がありました。

さらに、予算編成方針に掲げている、お互いに知恵を出し合いながら、前例踏襲を打破し、斬新かつ柔軟な思考と創意工夫をもって予算編成した取組は何かとして質疑がありました。

また、米沢市は情報発信が上手でない。市民に分かりやすい情報発信をし、市民の皆様に御協力をいただけるような情報発信をしてはどうかとして質疑がありました。

第２款総務費では、ＬＥＤ公衆街路灯設置費補助金について、補助金の要件は、蛍光灯からの交換とＬＥＤ灯の新設ということでよいかとして質疑がありました。

また、本市における特殊詐欺の対策について、どのようなものがあるのかとして質疑がありました。

さらに、地区委員の人数と役割は何か。また、地区委員と町内会長を兼務しているところを把握しているのかとして質疑がありました。

また、市民バス等運行事業費に関連し、万世線の米沢工業高校への直行便の利用状況と令和７年度に開校する鶴城高校へのバスの対応はどうなるのかとして質疑がありました。

さらに、令和５年４月から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたが、本市における小中学生のヘルメット着用状況を把握しているのかとして質疑がありました。

また、西吾妻山×天元台高原×白布温泉エリアリボーンプロジェクトについて、令和２年度から令和６年度までの事業となっているが、コロナ禍を挟んで、これまでの効果はどうだったのかとして質疑がありました。

さらに、令和５年11月に行われた市長選挙で、投票の締切り時間を繰り上げたが、結果として投票率が前回より上回った。投票率が上がった要因を分析しているのかとして質疑がありました。

第３款民生費では、民生委員の成り手が少ないことについて、活動費が少ないから成り手がいないということではないとは思うが、昨今の物価高騰等を考えれば、活動費を増額する考えはないのかとして質疑がありました。

また、老人体育レクリエーション大会について、昨年度は前日の大雨の予報を受けて中止となり残念な思いをした団体もあったと思う。今年は体育館の改修工事もあるようだが、今年の開催の見込みはどうかとして質疑がありました。

さらに、敬老祝金等支給事業について、どういう方が該当し、内容はどのようなものか。また、これからも高齢者が増えると思うが、今後同じように対応する考えなのかとして質疑がありました。

また、各地区で開かれている通いの場にたくさんの高齢者の方々が通っているとのことだが、その通いの場の目的と活動状況、そして市がどのような形で支援しているのかとして質疑がありました。

さらに、保育所等性被害防止対策設備等支援事業費補助金について、令和６年度から計上されたが、その内容はどのようなものかとして質疑がありました。

また、地域子育て支援センターの現状と課題は何かとして質疑がありました。

さらに、保育士配置基準について、国から「令和６年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意

事項等について」という通知が来ているかと思うが、これに対する本市の対応はどうなっているのかとして質疑がありました。

また、ひとり親家庭雪下ろし助成事業について、この制度設計の基になるのは、高齢者世帯等への雪下ろし助成事業だと思う。高齢者世帯等への雪下ろし回数は、一部の地域で４回となっている。ひとり親家庭も４回とする考えはなかったのかとして質疑がありました。

さらに、学校給食費無償化事業について、事業目的に少子化対策とあるが、世帯の可処分所得を増やす一定の経済効果は出ると考える。当該事業と少子化対策のつながりはどう考えているのかとして質疑がありました。

また、民間保育施設等施設整備助成事業で、防犯対策として警察に直接連絡が行く、非常用通報装置が２園に設置される予定とのことだが、昨今の保育園や小学校の社会的弱者を狙った凶悪な事件が頻発していることから、さきに導入した保育園、幼稚園の感想を含めて各園に情報を共有できないかとして質疑がありました。

第４款衛生費では、出産・子育て応援交付金について、少子化に歯止めをかけるための前向きな政策だと思うが、昨年度から減額になっている理由は何かとして質疑がありました。

また、新型コロナウイルスの治療や医療提供体制に関する公費支援が令和６年３月末で終了すると厚生労働省から発表があったが、このことについて本市はどのように捉えているかとして質疑がありました。

さらに、猫の不妊去勢手術費補助金について、クラウドファンディングを利用するとのことだが、その理由は何かとして質疑がありました。

また、本市のごみ回収について、ペットボトルの回収は月１回となっており、最近の猛暑からペットボトルの飲料水の購入が増えている。市民から回収を月２回に増やせないかとの相談があったが、検討できないかとして質疑がありました。

さらに、米沢クリーンセンターについては、令和６年度で廃止になるとのことだが、建物も含め、今後どのように考えているのかとして質疑がありました。

第５款労働費では、他の事業と比べると低い予算額になっている。本市として労働者のキャリアアップや労働者の福利厚生事業の充実などを考えてもよいのではないかとして質疑がありました。

また、労働者生活安定資金貸付金について要綱が改正されているが、労働者福祉協議会から、米沢市労働者生活安定資金貸付制度に関する要綱の条文で、「中小企業者に雇用されているもの」の文言を削除できないかと要請され改正したものかとして質疑がありました。

第６款農林水産業費では、みどりの食料システム戦略推進交付金について、事業の中身として学校給食への有機米提供も盛り込まれているとのことだが、昨年度より事業費が削減されており、来年度、学校給食に提供される米や野菜の回数はどうなるのかとして質疑がありました。

また、有害鳥獣捕獲の報奨金については、本市の場合、対象がイノシシ、熊、ニホンジカとなっている。近隣自治体では猿も対象になっているが、猿に報償金がない理由は何かとして質疑がありました。

さらに、有害鳥獣対策について、広域的な電気柵で、山上をモデル地区として被害に強い集落づくりを推進するとあり、やはり猿には電気柵が有効な手段であると思う。今後同じようなモデル地区を考える場合、地域団体、町内会とかの単位でできないかとして質疑がありました。

また、野生鳥獣対策システムと米沢市猿出没出現マップについて、以前から使い勝手が悪く改善を要望しているが、今後改善する予定はあるのかとして質疑がありました。

さらに、令和４年度から水田活用直接支払い交付金のルールが厳格化され、５年間に一度も水張りをしない農地に関しては、事業の対象として認

められないとなったが、このことについて農家から不安の声が聞かれる。この問題について、これまで農家にどのような周知をしてきたのか。また、耕作者だけでなく土地を貸している方への周知はどうなっているのかとして質疑がありました。

また、担い手・農地対策推進事業に関連し、今、農業者がどんどん減っており高齢化が進んでいる。山形県は東北６県の中で比較的新規就農者が多いということだが、直近の県内新規就農者の状況はどうなっているのかとして質疑がありました。

さらに、森林整備計画について、他分野と異なり、成果が出るまでには30年から50年くらいかかるものと考える。計画期間を長めに設定するなどし、森林経営については、長期的視野を計画に盛り込むべきではないかとして質疑がありました。

第７款商工費では、商工会議所の新会館整備の進捗状況はどのようになっているのかとして質疑がありました。

また、働き手の確保対策について、これまで八幡原中核工業団地を含めて、本市に立地していただいた企業から、今人手不足という声が聞かれる。地元の企業も、募集をしても人が集まらないと聞く。対策としては、若い人たちにどうやってこの米沢に残っていただくかだと思うが、市としての考えはどうかとして質疑がありました。

さらに、商工振興費に関連し、近年県内では、開業率が廃業率を下回り事業者数が減少しているという報道があったが、本市の開業、廃業の状況はどうなっているかとして質疑がありました。

第８款土木費では、住宅リフォーム支援事業費補助金について、県と市で半分ずつ負担する事業になっているが、他自治体を見ると自治体単独で補助をしているところもある。本市単独で住宅を建設するときやリフォームするときに補助する施策ができないかとして質疑がありました。

また、道路維持管理事業に関連し、春先になると除雪車がぶつかって、カーブミラーの破損や角度のずれが生じたり、劣化によってミラーが曇ったりするなどし、市民から問合せがあるが、これについてはどのように点検を行っているのかとして質疑がありました。

さらに、除雪対策について、令和６年１月に市内の除雪業者と市長との意見交換会が行われたとのことだが、そこでどのような意見が出たのかとして質疑がありました。

第９款消防費では、米沢市消防団組織等整備計画が令和４年４月に策定されており、その中に、軽資機材搬送車の配備についての表がある。令和６年度は７分団と12分団に軽トラック型資機材搬送車を導入する予定だが、計画どおり進んでいるのかとして質疑がありました。

また、今年の元日の能登半島地震は最大震度７だったが、本市でこの程度の地震が発生した場合、どの程度の被害が出るかシミュレーションしているのか。また、それを受けて備品の見直しは行ったのか。特に冬期間ということで、防寒対策の毛布等の備品の備えはどのようになっているのかとして質疑がありました。

さらに、能登半島地震では大きな火災があり、地域によっては道路が破損し、地上から消火活動ができないことが大きな問題になった。こういった場合、空からの消火活動が必要になってくると思うが、本市ではどう考えているのかとして質疑がありました。

また、近年、日本全国で線状降水帯が発生するなど水害が多くなっており、本市でも、昨年、一昨年、水害により各地で冠水があった。二次被害を防ぐために冠水している道路や通行止めになっている箇所の情報を市民からいただき、発信することも一つの方法かと思うがどうかとして質疑がありました。

さらに、能登半島地震でも顕著に表れた飲料水の問題であるが、本市の防災計画においても、飲料水の確保は記載されており、その中に上水道が使えなかった場合、地下水を使うと書かれている。地下水はふだんからの維持管理が大事だが、本市

でも確認や維持管理を行っているのかとして質疑がありました。

第10款教育費では、昨年の猛暑を受け、市内の公共施設を活用しクーリングシェルターがオープンした。コミセン等の公共施設を中心としているが、自宅まで遠い児童も多いことから、地元の金融機関など対象をもっと広げることはできないかとして質疑がありました。

また、部活動の地域移行に向けた支援事業について、この地域移行をなぜ進めなくてはいけないのか、その目的と課題は何かとして質疑がありました。

さらに、教育指導費に関し、以前外国語指導講師（ＡＬＴ）の先生と話す機会があり、もっとＡＬＴに差配して事業を進めてもよいのではないかという印象を受けた。もっと柔軟性を持たせて事業を進めることができないのか。その辺の学習指導要領や現場の差配の仕方はどうなっているのかとして質疑がありました。

また、スクールガイダンスについて、コロナの影響もあり、不登校の児童数が増えてきていると思う。現在のガイダンスの状況、不登校者の状況はどうなっているのか。また、教育委員会としてどのような対応をしているのかとして質疑がありました。

さらに、ＡＥＤの設置・管理について、本市では、小中学校に１台から２台のＡＥＤが設置されているが、ＡＥＤの点検はどこで行っているのか。また、点検体制のマニュアルなどはあるのかとして質疑がありました。

また、学校現場の防犯体制の強化が求められてきている。学校に不審者が入ってきた場合の警察への通報体制など、警察と一緒になって訓練しているのかとして質疑がありました。

さらに、上杉治憲敬師郊迎跡保存修理事業について、予算がつかず遅れ遅れになっているようだが、今後どのような見通しかとして質疑がありました。

また、第２期米沢市スポーツ推進計画を踏まえ、各団体から出されている施設の要望に対して本市はどのように向き合っているのかとして質疑がありました。

さらに、米澤上杉城下町マラソンの休止の理由について、代表質問、一般質問で、事業の開催効果がなかったと答弁しているが、事業効果の検証はしたのか。また、どのような方法でしたのかとして質疑がありました。

歳入では、市たばこ税について、年々金額も増えており、たばこの本数も増加しているが、ここには加熱式たばこも含まれているのか。また、予算計上に当たっての積算根拠は何かとして質疑がありました。

また、デジタル基盤改革支援補助金について、これは自治体情報システムの標準化に対する事業費と思うが、その進捗状況はどうかとして質疑がありました。

さらに、財源不足の対応として、予算を削るのには限界があり、現場が疲弊してくると思う。歳入を増やすという視点が必要だと思うが、ふるさと応援寄附金以外に増やす方法を考えているのかとして質疑がありました。

以上が、議第31号令和６年度米沢市一般会計予算に対する審査の中でありました質疑等の主なものであります。

意見はありませんでしたが、採決の際に異議がありましたので、挙手による採決を行った結果、議第31号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決まりました。

続いて、議第32号令和６年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算から議第43号令和６年度米沢市立病院事業会計予算について御報告申し上げます。

まず、議第33号令和６年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算では、保険料について、令和６・７年度の保険料が上がるとのことだが、どのくらい引き上げられるのか。また、この周知はいつ頃

になるのか。さらに、市町村独自で保険料を軽減する方法はないのかとして質疑がありました。

次に、議第35号令和６年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算では、光熱水費が9,100万円計上されており、相当の金額である。修繕費も計上されていることから、修繕する際に、節電タイプ・節水タイプの機器を導入し、光熱水費の圧縮を図っていくべきと思うがどうかとして質疑がありました。

次に、議第36号令和６年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計予算では、人件費について、会計年度任用職員が配置されており、ほかの会計でもそうだが、会計年度任用職員の割合が高いと感じる。行政として、非正規職員に頼るべきではないのではないかとして要望がありました。

次に、議第40号令和６年度米沢市山上財産区費特別会計予算では、令和４年度の決算において実質収支で4,500万円ほどある。山上地区で大きな事業を行う場合、このお金は使えるのかとして質疑がありました。

次に、議第41号令和６年度米沢市水道事業会計予算では、昨年の決算特別委員会において、水道料金は５年間を算定期間としており、令和６年度から令和10年度の収支見込みを計算し、収入に不足がある場合には適正な料金の設定を考えている旨の答弁があったと記憶している。今後、料金はどのように考えているのかとして質疑がありました。

また、法定耐用年数40年を超える水道管の割合はどのくらいあるのかとして質疑がありました。

次に、議第42号令和６年度米沢市下水道事業会計予算では、昨年の決算特別委員会において、下水道料金については令和４年度中に見直しの検討を行ったが、コロナ禍と物価高騰の状況から見送り、改定時期について改めて検討する旨の答弁をしているが、令和６年度以降の改定について現時点での見通しはどうかとして質疑がありました。

また、公共下水道普及促進補助金と融資あっせん及び利子補給制度の利用状況はどうなっているかとして質疑がありました。

次に、議第43号令和６年度米沢市立病院事業会計予算では、令和５年11月に市立病院と三友堂病院が隣接する形でオープンし、市立病院は急性期医療、三友堂病院は回復期医療と機能を分化した連携は全国で初であると聞いている。注目度も大きいと思うが、もう既に行政視察は受け入れている状況かとして質疑がありました。

また、医師不足が課題と言われているが、令和６年度の医師確保に向けた具体的な実施プランは何かとして質疑がありました。

さらに、米沢市立病院の経営強化プランを見たが、その中で収入確保に関して、病床稼働率92％以上と書かれている。米沢市立病院の病床が263床で92％だと、241床以上常に使い続ける想定になると思う。これはどのような考え方なのかとして質疑がありました。

以上が、令和６年度の各特別会計予算及び企業会計予算の審査の中でありました質疑の主なものであります。

次に、意見及び審査結果についてでありますが、議第32号令和６年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算及び議第34号令和６年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算から議第43号令和６年度米沢市立病院事業会計予算までの議案11件につきましては、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第33号令和６年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算の議案の採決に当たっては、保険料が令和６・７年度の２年間引き上げられ、引上げ幅も大きい。また、75歳以上の方は令和４年10月から窓口負担が１割から２割に引き上げられており、さらなる負担となる。後期高齢者医療費特別会計は、国民健康保険事業勘定特別会計のように基金を取り崩し、保険料を軽減するようなこともできず制度に欠陥があるとかねてから指摘している。75歳で線引きし、別の医療制度をつくる

ということ自体間違っている。年金暮らしの高齢者の保険料が、今後の見通しとして、引下げが見込めないことから、この予算に反対するとの意見がありましたので、挙手による採決を行った結果、議第33号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第76号令和６年度米沢市一般会計補正予算（第１号）について御報告申し上げます。

第10款教育費では、学校給食共同調理場設計・建設モニタリング支援業務の委託先の選定方法が随意契約とのことだが、この金額が果たして妥当なのかどうか、その妥当性はどうやって担保するのかとして質疑がありました。

債務負担行為の補正では、学校給食共同調理場設計・建設モニタリング支援業務について、なぜ債務負担行為を設定しなければならないのかとして質疑がありました。

以上が、議第76号令和６年度米沢市一般会計補正予算（第１号）に対する審査の中でありました質疑等の主なものでありますが、採決に当たっては、学校給食共同調理場設計・建設モニタリング支援業務の委託金額について、業者からの１社見積りでこの予算額を決定している、その正当性、適正さが妥当かどうか疑問に思う。また、学校給食共同調理場の建設についても、教育委員会から財政的な検証が出てきていない状況で、この金額が妥当なのか判断できないことから、この予算に反対するとの意見がありましたので、挙手による採決を行った結果、議第76号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上、当予算特別委員会に付託されました案件の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長　ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長　質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議第31号に対し、９番山村明議員、１番佐野洋平議員から討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、９番山村明議員。

〔９番山村　明議員登壇〕

○９番（山村　明議員）　議第31号令和６年度米沢市一般会計予算に反対の立場で討論します。

まず、米澤上杉城下町マラソンの中止を決定し、予算を削減していることについて、当局の説明としては、参加人数が目標に達しないなどの理由が示されたが、米澤上杉城下町マラソンは参加者の半数が市外からの参加者であり、遠隔地から参加すれば、当然宿泊や飲食費、帰りにお土産を買って帰るなど市内の経済に大きく貢献している。近藤市長の標榜する好循環の米沢をつくるのに寄与する事業であると思われるのに、逆のことをやっていると言わざるを得ない。

また、中止の決定は唐突であり、スポーツ関係者と十分な話合いが行われたとは思えない。証拠に、米沢市陸上競技協会から中止しないようにと陳情書が出されています。

また、本来ならば米沢市スポーツ推進計画が策定され、その策定の過程で、中止についても関係者との十分な協議を行い、目標数値があるならば、それを達成するための施策を行い、その上で市民の理解を得て中止が決定されるものだと思うが、中止決定が先にあり、それを追認するためにスポーツ推進計画が変更されるという真逆な手法が取られている。

マラソン大会は、参加者が828名おられて、主催者、米沢市のスタッフの皆さん、競技団体、大会関係者、交通安全協会、給水係をしていただいたマラソンコース沿線のボランティアの皆様、そして沿道で応援をしていただいた多くの市民の方々、こういった皆様に支えられてきたスポーツ文化の大イベントであります。

我が会派、米沢爽風会の代表質問に、マラソン大会の中止について、当局は「現段階では大会関係者の御理解をいただいているとは言えない状況

であります」と答弁されております。マラソン大会の開催の意義については、市当局も認めているところであり、継続開催していくことが市民理解や市民参加と協力を得ていく上でも重要なことと考えます。

給食の無償化とは直接リンクしていないという答えでありましたが、それならば給食無償化の財源はどこから持ってきたのでしょうか。ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税を使うとの答弁もありましたが、予算特別委員会の質疑でも出たように、ふるさと納税は安定的な財源ではなく、国の政策が変われば、今後大きく変更したり、制度そのものがなくなる可能性もあります。ふるさと納税の使い道としては、単年度で終了する、もしくは長くても数年で終わるような事業に使うべきと考えます。今後、半永久的に制度を行っていくであろう給食無償化の主たる財源にするべきではないと考えます。着実な予算獲得等、財源措置をして実施すべきと考えます。

給食無償化について反対するものではありませんが、そのための財政の裏づけがないままで実施するのは拙速だと言わざるを得ません。

今後の財政見通しにあるように、令和６年度から数年間は実質単年度収支が赤字になり、その後も収支はとんとん、もしくは赤字が続く見通しになっております。

令和６年度予算に給食無償化予算として３億4,600万円が計上されていますが、裏づけなしで載ってくることは、他部署の予算をいたずらに削ることにほかなりません。全庁的に予算のマイナスシーリングをかけているのではありませんか。

近藤市長は、好循環の米沢を標榜しておられますが、好循環とは予算が増えること、インフレになることです。逆に予算を削るということは、デフレを起こそうとすることです。デフレを起こして好循環の米沢が実現できるとは思えません。

以前、安部三十郎市長の頃に、財源の裏づけなしで事業を進め、結果として財政調整基金を食い潰し、赤字になるおそれがあるため、財政健全化計画で３か年にわたり緊縮財政を余儀なくされ、職員の給与の据置きや、議員なども含め、手当の削減が行われたのは記憶に新しいところです。そうならないためには、確実で十分な予算の裏づけが必要です。拙速に事業を進めず、十分な予算を確保してから進めるべきものと考えます。

以上のことから、議第31号令和６年度米沢市一般会計予算に反対いたします。

○相田克平議長　次に、１番佐野洋平議員。

〔１番佐野洋平議員登壇〕

○１番（佐野洋平議員）　議第31号令和６年度米沢市一般会計予算について、賛成の立場から、討論をいたします。

令和６年度の一般会計予算は、前年を大きく上回る財政調整基金等の取崩し、前年実績を大きく上回るふるさと納税など、財源に不安の残る内容です。ふるさと納税は、制度や社会状況によってもその歳入額が左右されるものであり、財源として不確定かつ不安定な側面があります。より安定的な財源と、新たな歳入の確保に向けた取組を強く期待いたします。

もっとも、令和６年度から新しく実施される学校給食無償化は、子育て世代の可処分所得を増やし、広く子育て世代を支援するものであり、その政策的効果は一定の理解ができるものです。この点、昨年の市長選を経て、新市長の下、新たに前に進み出そうとするこの転換期は、本市にとって重要な時期であります。

まちの成長の分水嶺は、住み暮らす市民が、関心や興味を寄せる人々が、このような転換期において期待と希望を持てるかどうかが、とても重要なのです。

令和６年度の当該予算は、好循環の米沢のためのスタートアップ、シンボル的な意味を持ちます。この熱量の高い令和６年度米沢市一般会計予算を、米沢の未来へ向けた最初の一歩であることに鑑みれば、財源に不安は残るものの、なお一層の期待

を込めて賛成するものです。

以上でございます。

○相田克平議長　以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員長報告中、異議のありました議第31号、議第33号及び議第76号の議案３件を除く議第32号及び議第34号から議第43号までの議案11件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長　御異議なしと認めます。よって、議第32号及び議第34号から議第43号までの議案11件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第31号、議第33号及び議第76号の議案３件について、順次起立により採決いたします。

初めに、議第31号について採決いたします。

議第31号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第31号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長　起立多数であります。よって、議第31号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第33号について採決いたします。

議第33号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第33号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長　起立多数であります。よって、議第33号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第76号について採決いたします。

議第76号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第76号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長　起立多数であります。よって、議第76号は委員長報告のとおり決まりました。

::::::

○相田克平議長　ただいまの市長説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長　質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第77号に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長　御異議なしと認めます。よって、議第77号は同意することに決まりました。

ここで暫時休憩いたします。

午後　０時１５分　休　　憩

午後　０時１８分　開　　議

○相田克平議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

市長挨拶

○相田克平議長　以上で、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長　市議会３月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る２月26日に招集いたしました本定例会は、本日、全日程を終了いたしました。26日間にわたる会期中、提出いたしました案件につきまして、終始真剣な御審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきました重要な御指摘、御意見等につきましては、十分に受け止めまして、可能なものは市政執行に反映していきたいと考えております。

市政運営方針でも申し上げましたとおり、昨年11月の選挙において、市民の皆様の負託を受け、市政をお預かりすることとなりました。この負託に応えるため、子供の数が増え、あらゆる産業で稼ぐ力があり、市民の所得が増え、誰もが暮らしやすさを実感できる好循環の米沢の実現に向けた施策を推進してまいりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

先ほど、好循環のためのスタートアップ予算である、新年度予算が議決されましたが、急速に進行する人口減少、頻発する異常気象・自然災害、また国際的な原材料の上昇に伴う物価の高騰など多くの取り組むべき課題があります。市民生活や地域経済を守るため、必要に応じてさらなる予算措置等の対応を行うことも考えられますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、議員各位の御健勝をお祈り申し上げ、お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

閉　　会

○相田克平議長　これをもちまして令和６年３月定例会を閉会いたします。

午後　０時２２分　閉　　会